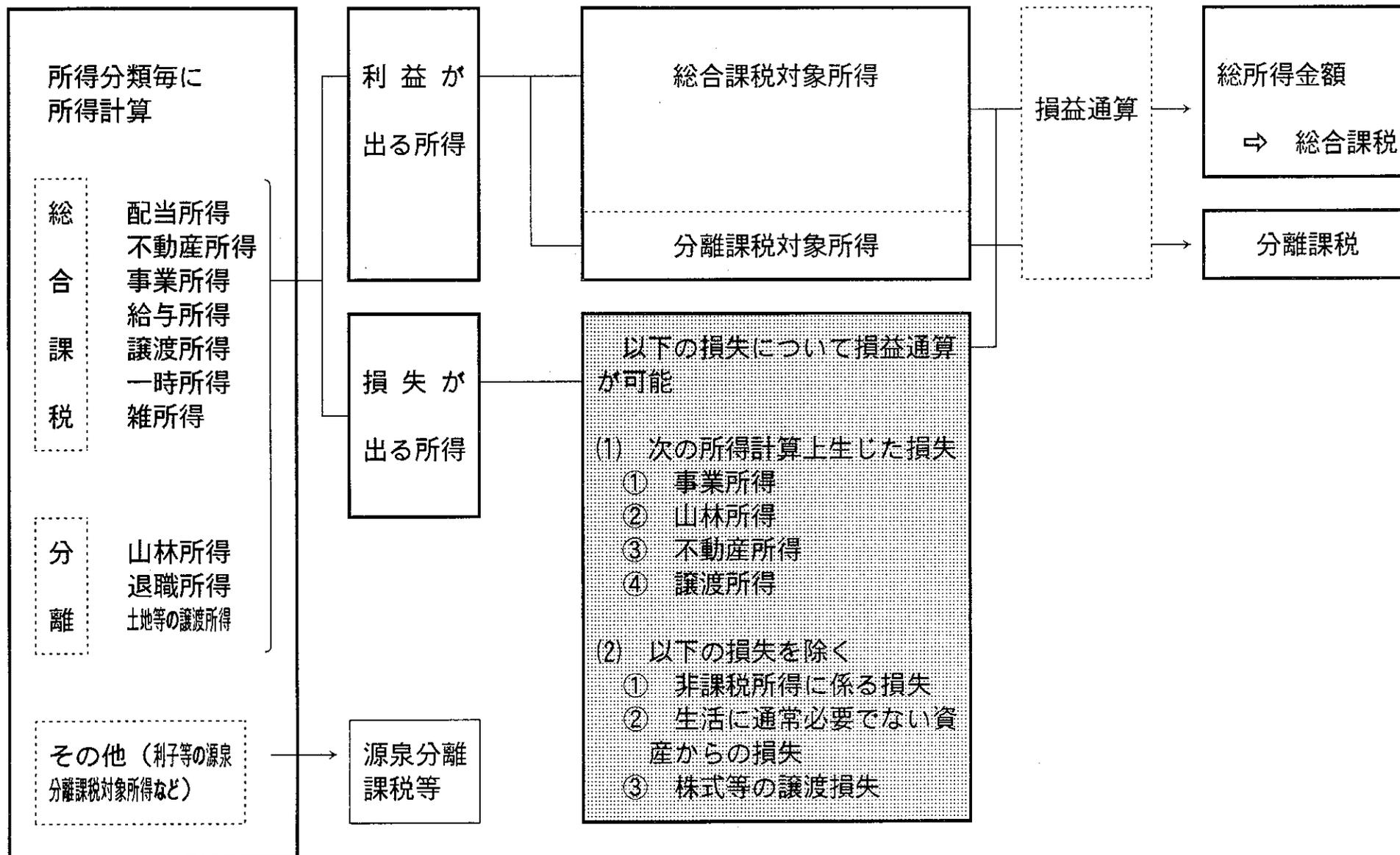
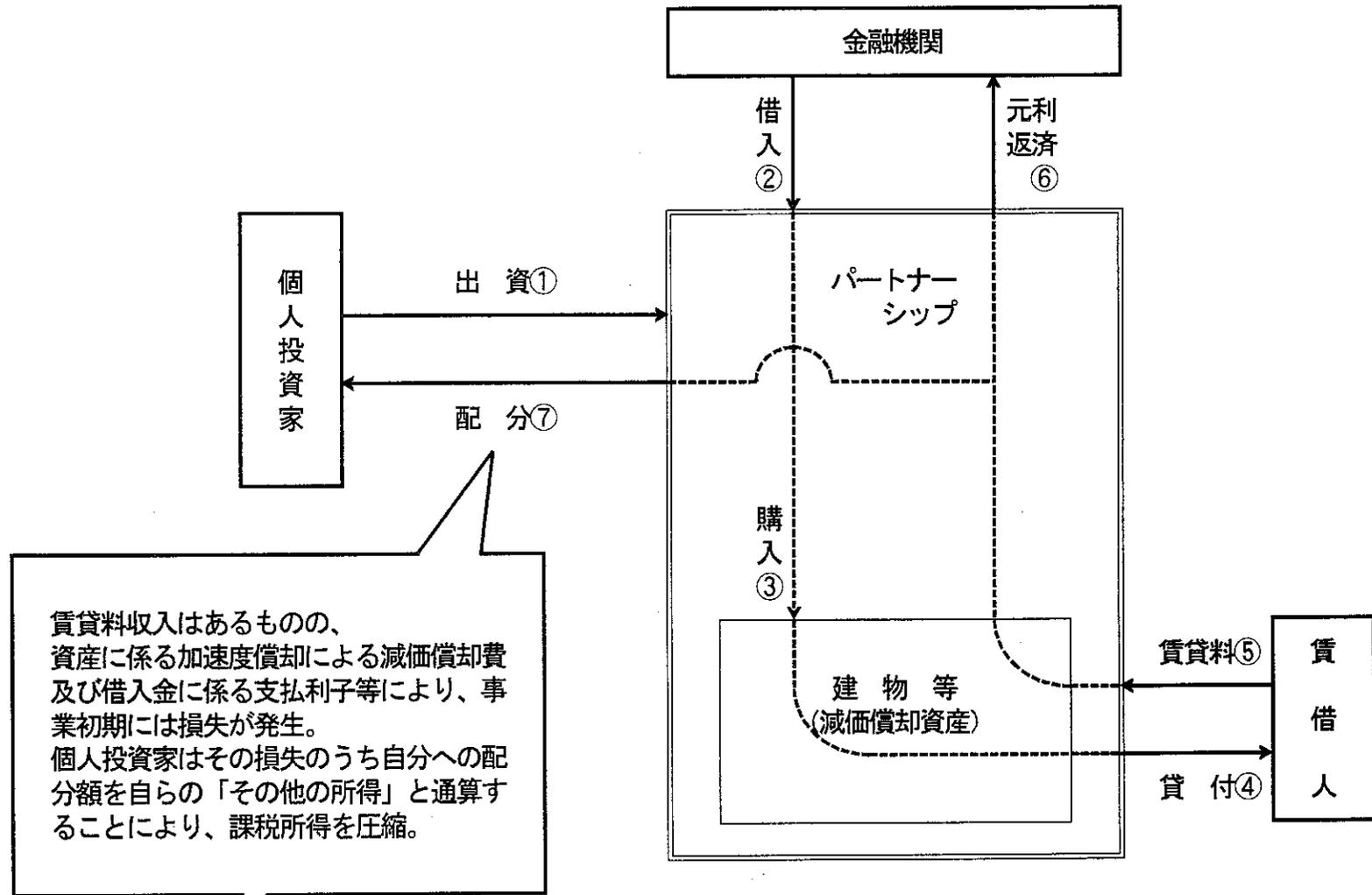


損益通算の仕組み（イメージ図）



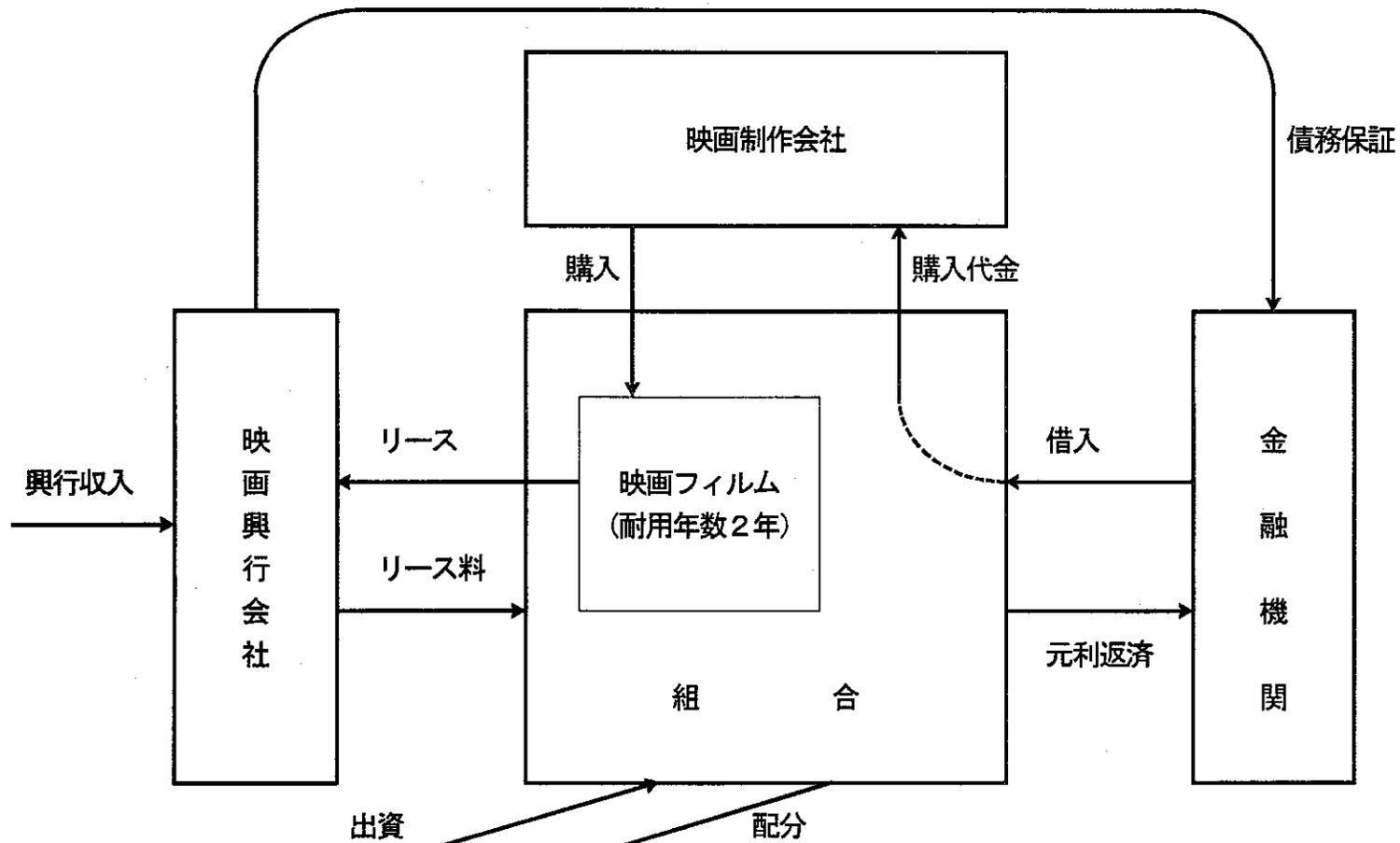
(参考) 不動産タックスシェルターの例 (米国)



賃貸料収入はあるものの、資産に係る加速度償却による減価償却費及び借入金に係る支払利子等により、事業初期には損失が発生。個人投資家はその損失のうち自分への配分額を自らの「その他の所得」と通算することにより、課税所得を圧縮。

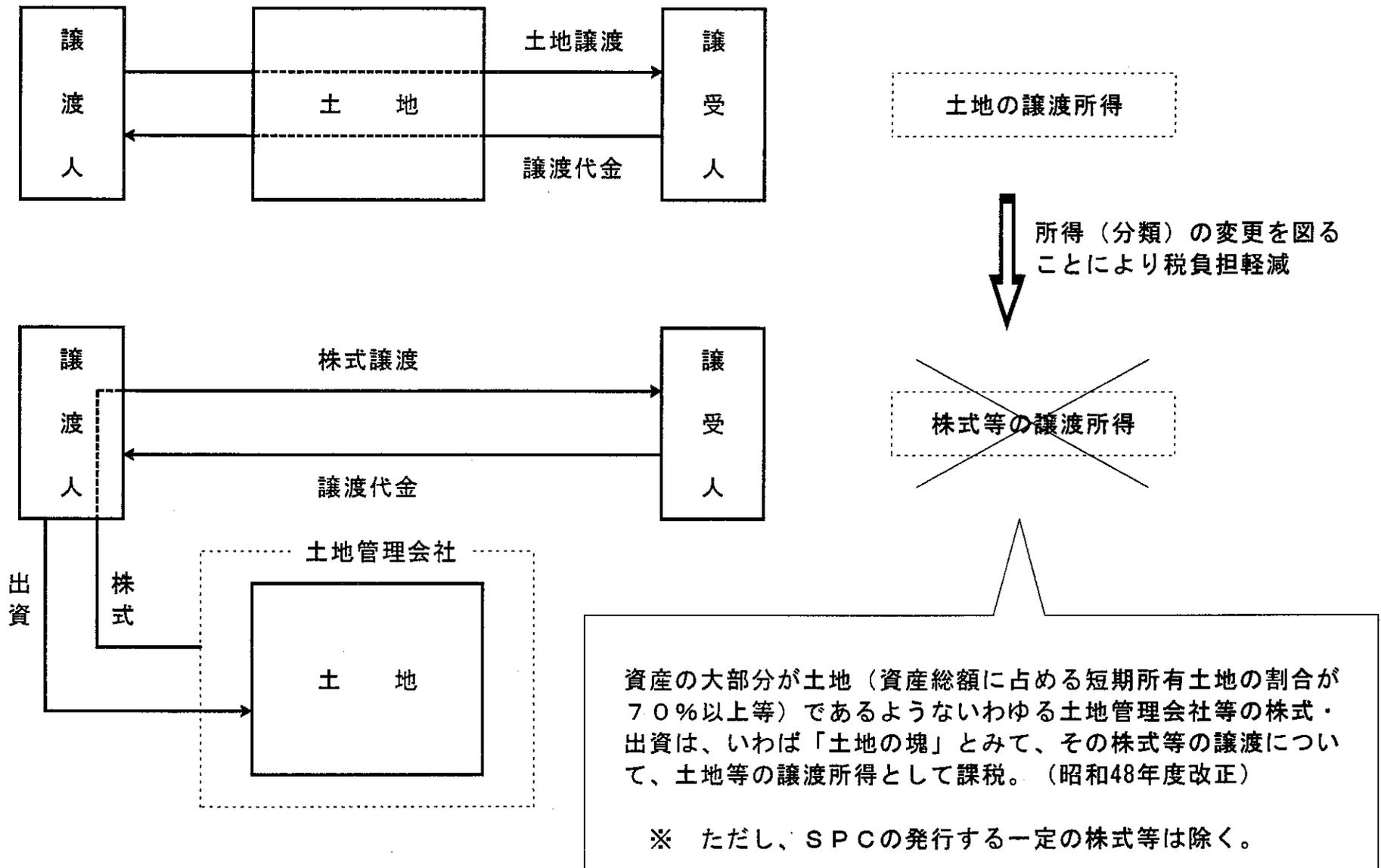
受動的活動によって生じた投資損失を投資家のその他の所得と通算することは認めないこととした (PAL (Passive Activity Loss)ルール)。(1986年改正)

(参考) 映画フィルムのリースを行う組合を活用した事例



映画フィルムの耐用年数が2年と短期間であるのを活用し、初期に多額の損失を計上。当該損失は組合員である投資家に配分され、当該組合員の通常所得と損益通算。
 ※投資家には映画を所有し使用収益を得る意思はなく、実質的には組合を通じて映画興行に融資を行ったに過ぎないとして、減価償却費の損金算入を認めなかった判例あり。

(参考) 所得種類の転換 (イメージ)



米国における個人の資産の譲渡に係る損失の取扱いについて(未定稿)

(1) 事業用資産(減価償却資産、土地を含む事業用不動産、棚卸資産等)の譲渡損失については、通常の損失(オーデナリー・ロス)とされ、他の所得一般からの控除が認められる。

(2) 非事業用資産(キャピタル・アセット)のうち、

① 住宅(土地を含む)、自家用車、生活用動産(household furnishings)等、個人が私用する資産の譲渡損失については、一切控除できない。

② 株式、貴金属等の投資目的の資産の譲渡損失については、キャピタル・ロスとして、キャピタル・ゲインから控除した上、3,000ドル又は通常の所得の実額のうちいずれか小さい額を上限として通常の所得(オーデナリー・インカム)から控除することができる。なお、控除しきれなかった損失については、翌年以降、繰越し可能である。

(注1) キャピタル・ロスと通常の所得との損益通算については、上記のように一定額に制限されているが、上記(1)のように通常の損失とキャピタル・ゲインとの損益通算についての制限はない。

(注2) この他、事業の損失について、タックス・シェルター(租税回避のための取引)の防止のため、アット・リスク・ルール、パッシブ・アクティビティ・ロス・ルールにより他の所得との損益通算が制限されている。

米国における個人所得の損益通算等の制限について (未定稿)

米国においては、個人納税者のタックス・シェルター（租税回避行為）防止のため、以下のような損益通算に係る制限措置が設けられている。

(1) 支払利子控除の制限

個人納税者による投資目的の借入金に係る支払利子の所得控除は、純投資所得額に限り認められる。

(注) 投資目的の資産の購入のための借入金に係る支払利子の控除限度額については、以前は、純投資所得額プラス1万ドルまで認められていたが、1986年度税制改正により、純投資所得額までしか認められなくなった。

(2) アット・リスク・ルール

個人納税者が課税所得の算定上控除できる損失の額は、当該納税者がその投資活動において実際に負担するリスク総額を限度とする原則（1976年度税制改正において導入）。ノン・リコース・ローン（注）等を用いた投資に係る損失を控除出来ないこととした制度。

(注) 自己の持分権を担保にした借入れであり、債務不履行に陥った場合は当該持分権を超えて他のパートナーシップ資産にまで請求権が及ばない。リミテッド・パートナーシップへの投資方法の一形態。

(3) パッシブ・アクティビティ・ロス・ルール

自らが実質的に事業を行っているとはいえない投資（「受動的活動」）に係る損失（例えば、リミテッド・パートナーシップに係る損失等）について、受動的活動に係る所得以外の他の種類の所得（例えば、事業所得、給与所得、利子・配当等のポートフォリオ所得）とは通算できないこととする原則（1986年度税制改正において導入）。

(注) 米国では、個人のキャピタル・ロスと通常の所得との損益通算は、原則、年間3,000ドルを限度としている。

パッシブ・アクティビティ（受動的活動）による損失の取扱いの国際比較（未定稿）

アメリカ	フランス
<p>納税者が実質的に関与していない事業及び取引に係る損失（パッシブ・アクティビティ・ロス）は、受動的活動に係る所得とのみ相殺でき、他の所得からは控除できない。</p> <p>（注）リミテッド・パートナーシップに係る損失は、パッシブ・アクティビティ・ロスに含まれる。</p> <p>ポートフォリオに係る損失は、パッシブ・アクティビティ・ロスに含まれない。</p>	<p>商工業活動のうち、個人による直接的かつ継続的な参加がなされていない事業（非事業的商工業活動）に係る損失は、同年及び以後5年間の非事業的商工業所得とのみ相殺でき、他の所得からは控除できない。</p>

パッシブ・アクティビティ・ロス（受動的活動に係る損失）（内国歳入法 Sec. 469）

1986年改正までは一定の場合（純キャピタル・ロスの控除等）を除いて特定の事業活動からの損失を他の事業活動の所得から控除することを一般的には制限していなかった。86年改正においてタックス・シェルター防止のため受動的活動に係る損失は、他の種類の所得（例えば、給与、利子、配当）から控除出来ない、また受動的活動に係る税額控除についても、受動的活動から生じた税に限ることとなった。一般的には、受動的活動に係る損失が受動的活動に係る所得を超える部分については、後年度における受動的活動に係る控除額として繰り越される。

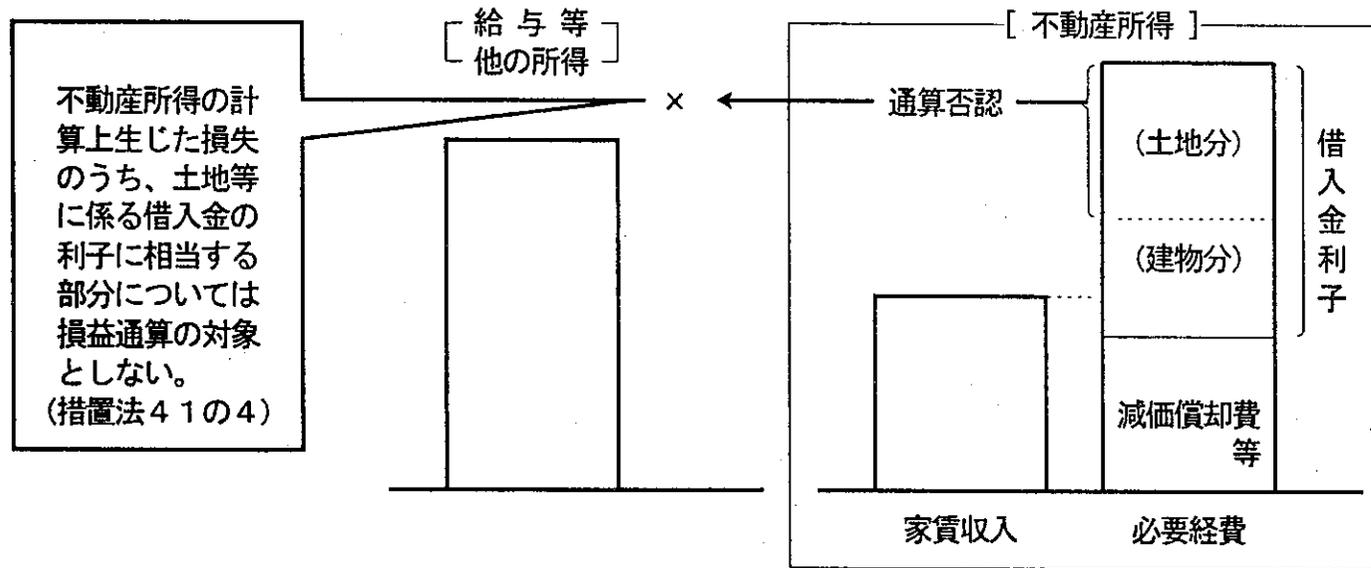
パッシブ・アクティビティ（受動的活動）とは納税者が実質的に関与していない事業及び取引である。レンタル活動については、実質的な関与の有無に関わらず、受動的活動と見なされる。ただし、不動産のレンタル、不動産事業者については特別規定がある。リミテッド・パートナーシップに係る損失、貸付についてはパッシブ・アクティビティに係るものとして扱われる。「実質的な事業への関与」については、「500時間以上事業に関与しているか」等様々なテストのうち一つを満たす必要がある。

パッシブ・アクティビティの規定が適用されるのは、個人、遺産、信託、個人サービス会社等である。ポートフォリオに係る所得については、受動的所得に係る所得として扱われない。

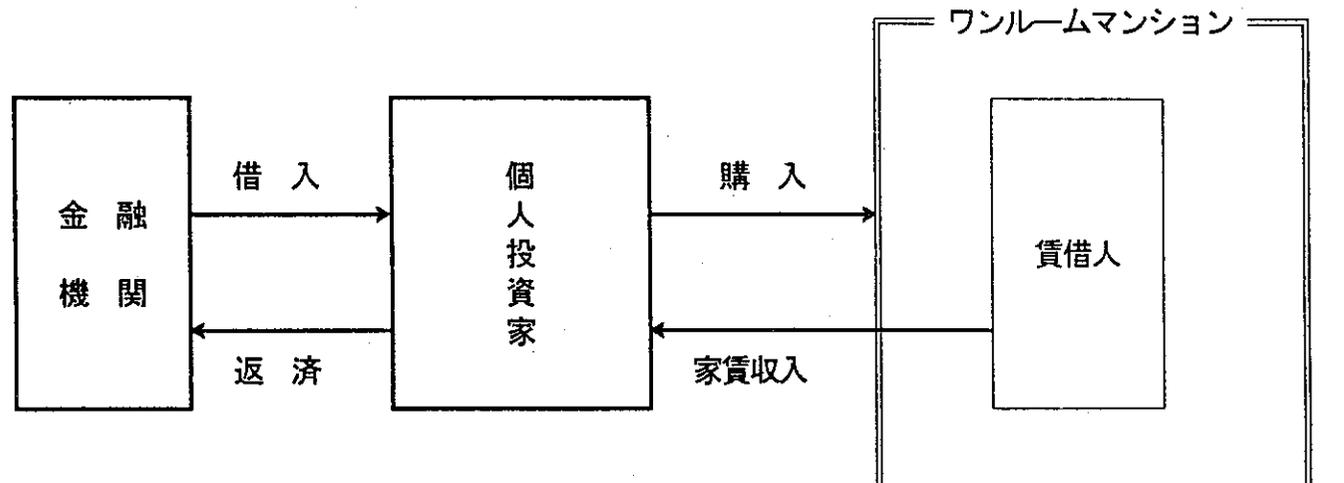
（参考）「実質的な関与」の要件

- (1) 500時間以上参加している。
- (2) 相当程度においてあらゆる活動に参加している。
- (3) 100時間以上参加しており、これが他の如何なる者の参加よりも少なくない。
- (4) 活動が「有意な参加活動」であり、500時間以上に達していること。
- (5) 当該年度に先行する10年のうち5年間活動に参加している。
- (6) 活動が「個人的サービス活動」であり、当該年度に先行する3年間事業に参加している。
- (7) 納税者が規則的、連続的、実質的に参加したことを示すことを要求する事実・状況に関するテストを満足していること
- (8) リミテッドパートナー、特定の退職農夫又は障害をもった農夫、個人サービス会社等の実質的参加の決定には特別規定が適用される。

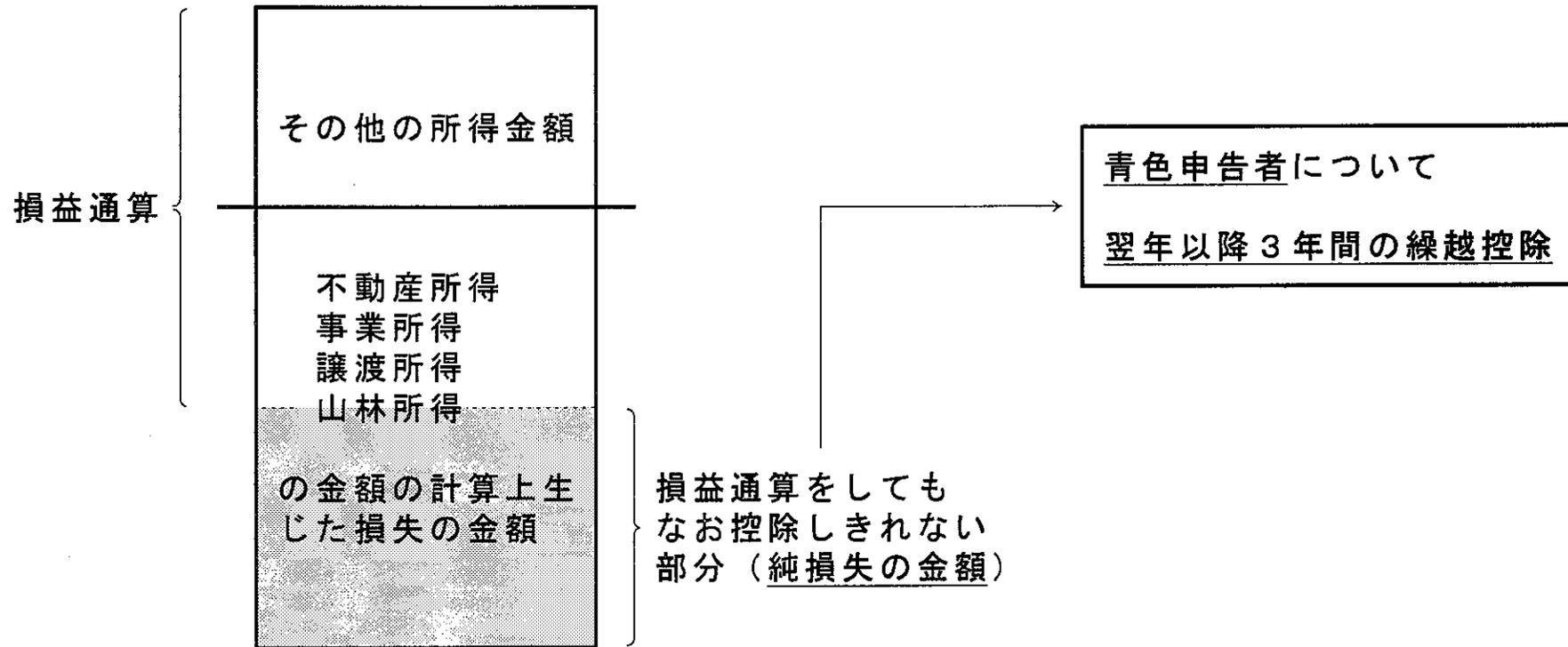
不動産所得に係る損失のうち借入金の利子（土地分）の損益通算否認



(ワンルームマンションを利用した例)



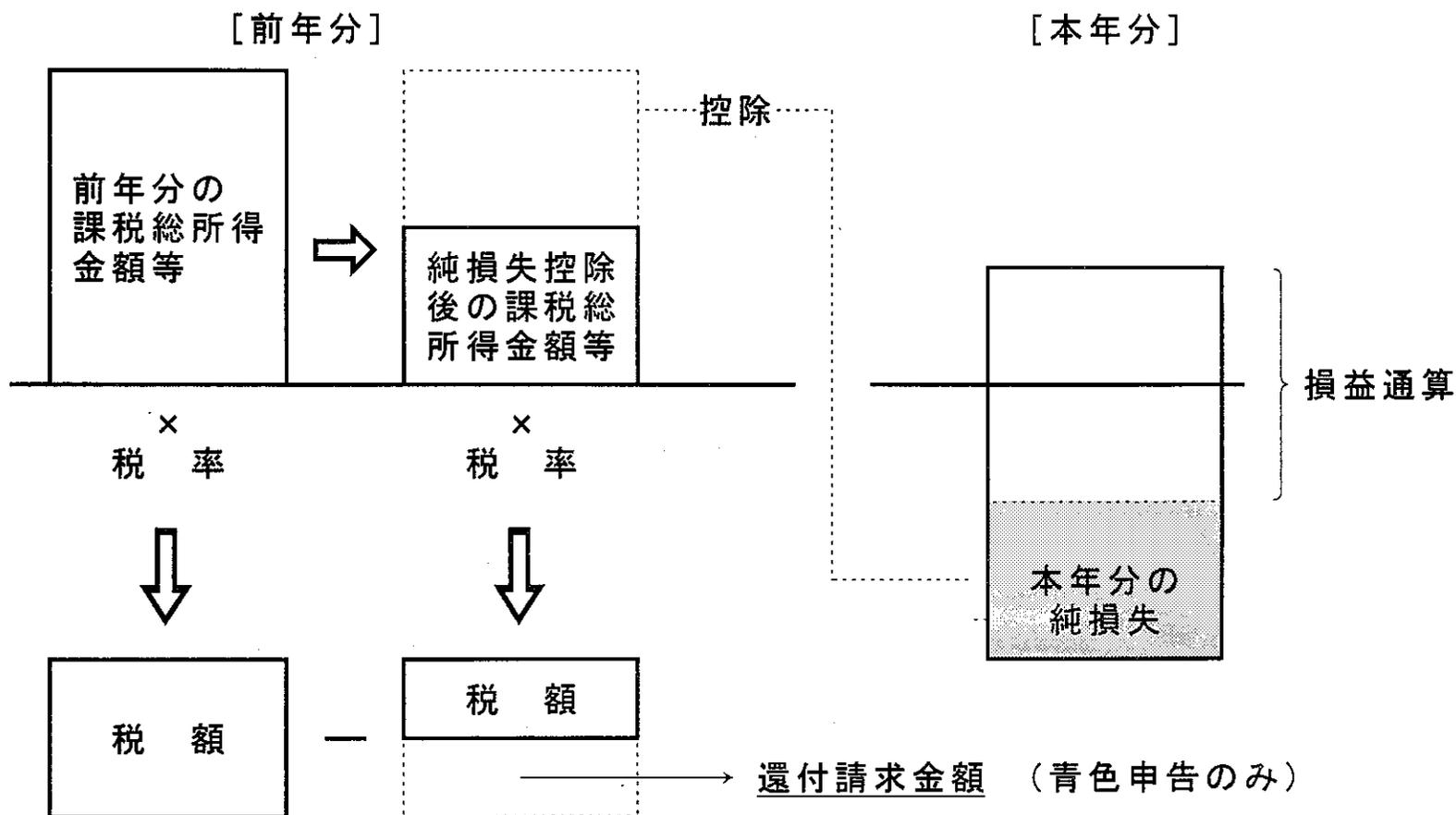
純損失の繰越控除制度の概要



- この繰越損失は、総所得金額等の計算上控除することとされる。
- この純損失の繰越控除は、確定（損失）申告により行う。
- 純損失の金額のうち被災事業用資産の損失又は変動所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、白色・青色を問わず、翌年以降3年間の繰越控除が認められる。

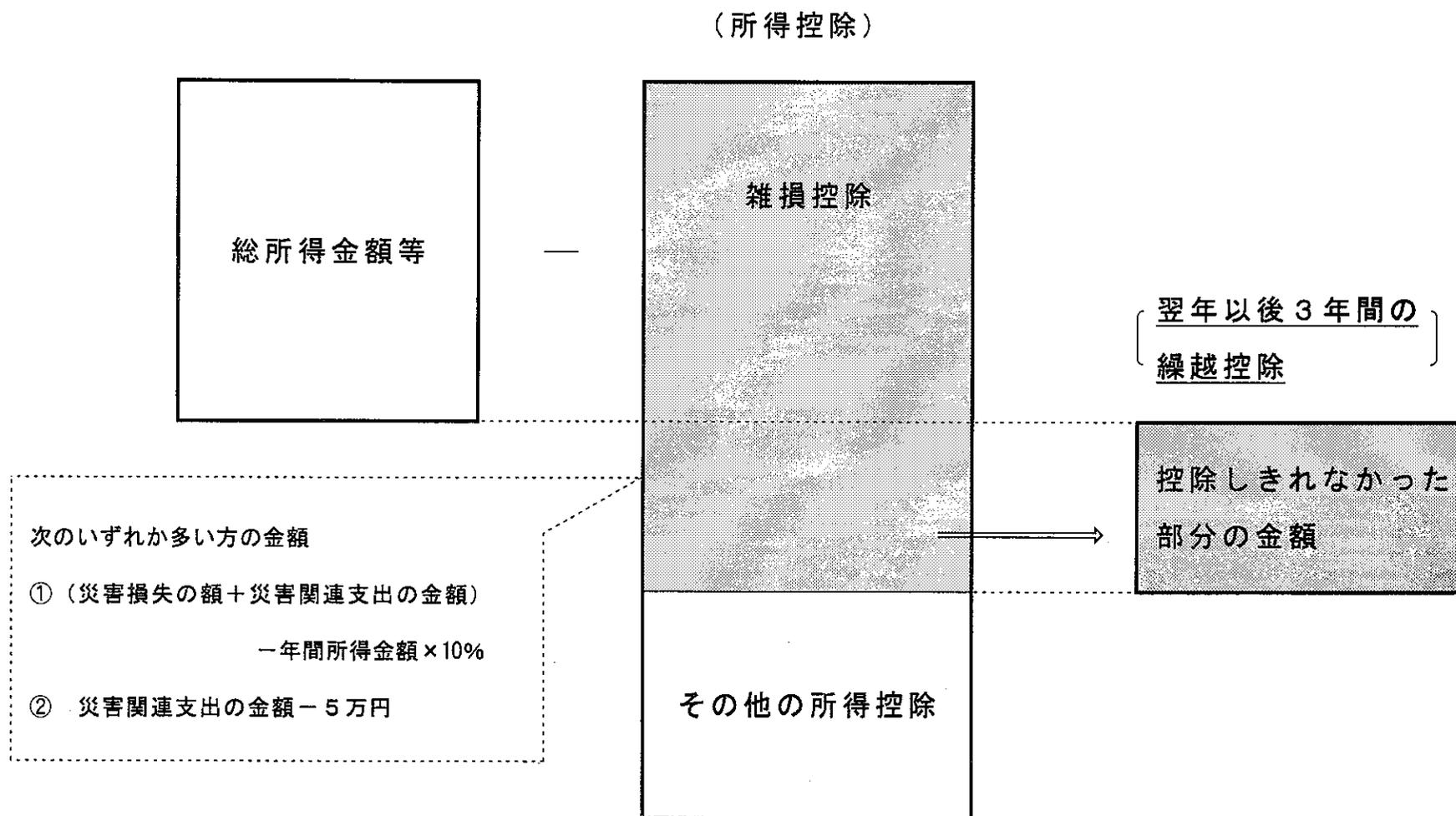
- (注) 1. 被災事業用資産の損失の額＝棚卸資産、事業用の固定資産等又は山林の災害による損失の額
2. 個人住民税については、翌々年度以降3年間の繰越控除。

純損失の繰戻しによる還付の請求の概要（所得税）



- 還付請求金額は、前年分の実際の所得税額を限度とする。
- 還付請求は、その年分の申告書提出と同時に行う。
- この還付請求の制度は、その年の前年分において青色申告書を提出している場合であって、その年分の青色申告書を期限内に提出した場合に限って適用される。

雑損失の繰越控除の概要（イメージ図）



- この繰越損失は、総所得金額等の計算上控除することとされる。
- この雑損失の繰越控除は、確定（損失）申告により行う。

変動所得及び臨時所得の平均課税

1 概要

臨時的な所得については、一定の要件に該当している場合には、いわゆる5分5乗方式による税額計算を行うことにより、超過累進税率を緩和し税負担を軽減する措置が講じられている。

2 変動所得及び臨時所得の範囲

(1) 変動所得

事業所得や雑所得のうち、

- ・ 漁獲から生ずる所得
- ・ のりの採取から生ずる所得
- ・ 養殖（はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝若しくは真珠（真珠貝を含む。））から生ずる所得
- ・ 原稿若しくは作曲の報酬に係る所得
- ・ 著作権の使用料に係る所得

(2) 臨時所得

事業所得や不動産所得、雑所得のうち、役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するもので、次の所得やこれらに類する所得

① 権利金や頭金等

土地や家屋などの不動産、借地権や耕作権など不動産の上に存する権利、船舶、航空機、採石権、漁業権、特許権、実用新案権などを3年以上の期間他人に使用させることにより、一時に受けるもので、その金額がその契約による使用料の2年以上であるもの

② 補償金

- ・ 公共事業の施行などに伴い事業を休業や転業、廃業することにより、3年以上の期間分の事業の所得などの補償として受けるもの
- ・ 鉱害その他の災害により事業などに使用している資産について損害を受けたことにより、3年以上の期間分の事業の所得などの補償として受けるもの

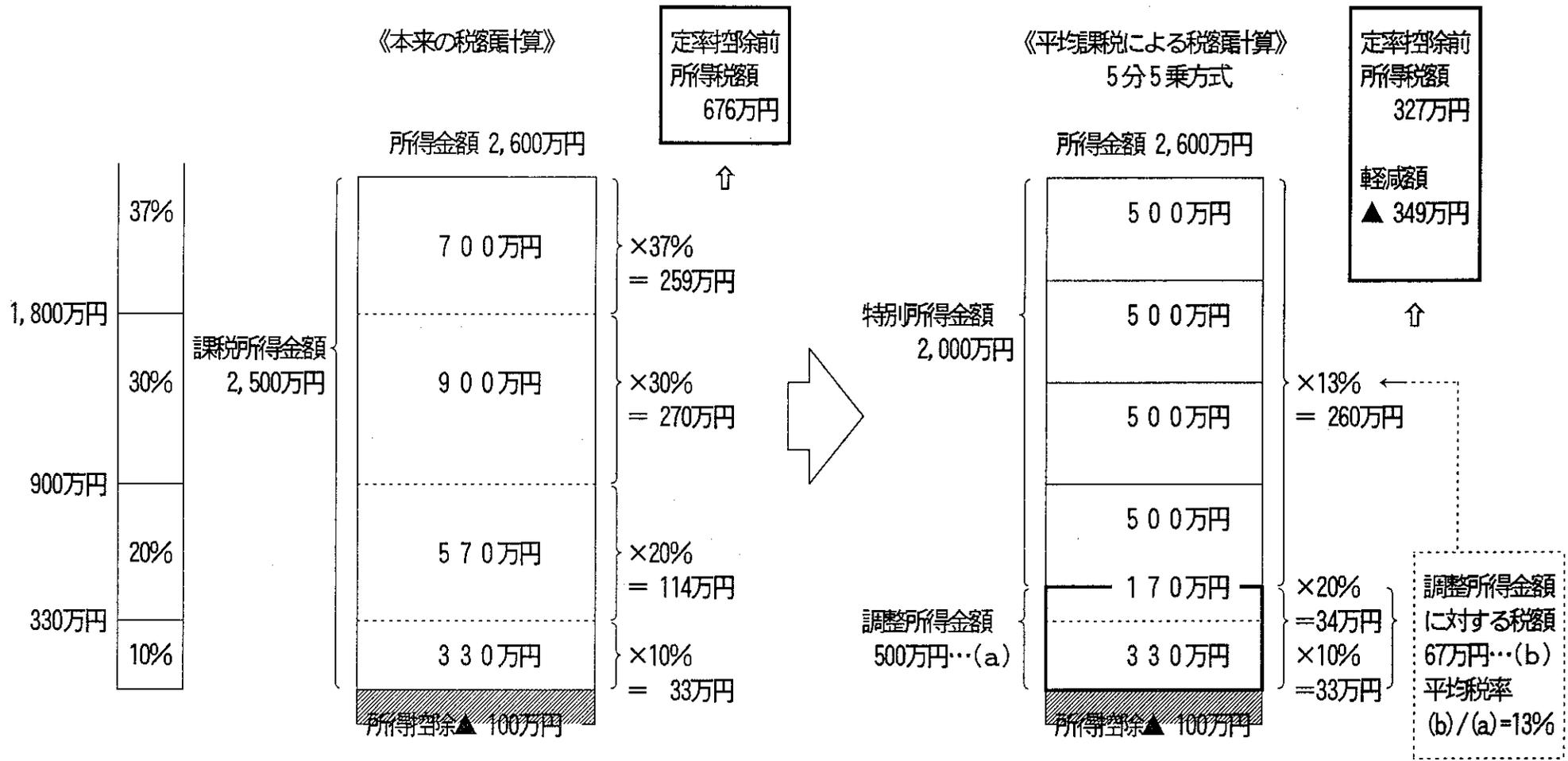
③ 契約金

プロ野球選手などが、3年以上の期間特定の者と専属契約を結ぶことにより一時に受けるもので、その金額がその契約による報酬の2年以上であるもの

変動所得及び臨時所得の平均課税 (具体的な税額計算の例)

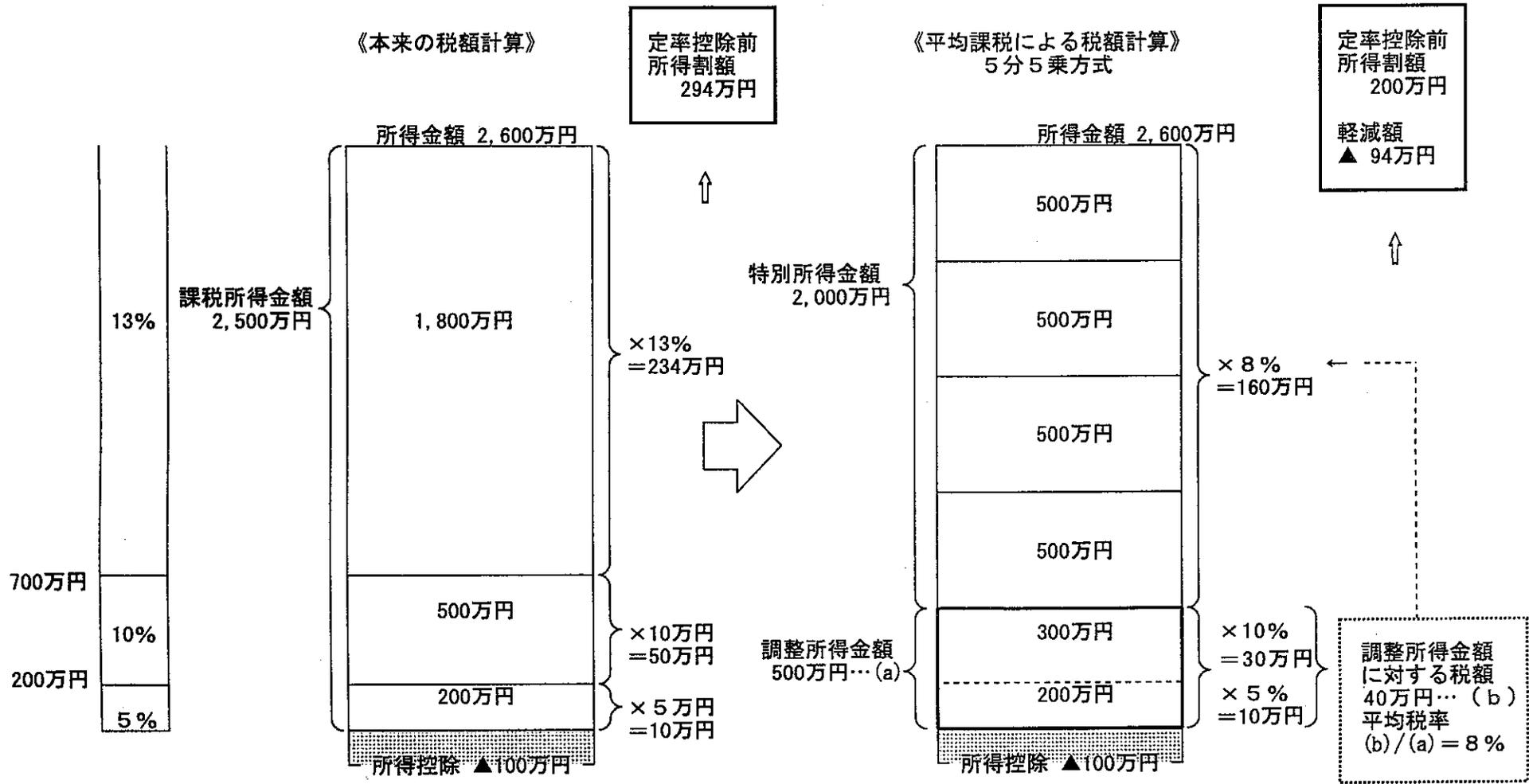
(設例) プロ野球選手の契約金

- ・ 本年分の臨時所得の金額 2,600万円 (他の所得なし)
- ・ 前年分、前々年分の所得なし
- ・ 所得控除 100万円



変動所得及び臨時所得の平均課税 (具体的な税額計算の例) (個人住民税)

(設例) プロ野球選手の契約金
 ・前年分の臨時所得の金額 2,600万円 (他の所得なし)
 ・前々年分、前々々年分の所得なし
 ・所得控除 100万円



諸外国の所得税の課税方式と挙証責任の所在（未定稿）

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
税額確定の方式	申告納税方式	申告納税方式	申告納税方式又は賦課課税方式の選択制	賦課課税方式	賦課課税方式
挙証責任	一般的に税務当局にある。	一般的に、行政庁の処分については、正当性の推定（Presumption of Correctness）が判例で確定しており、税については、挙証責任（Burden of proof）は納税者にありとされている。	一般的に納税者にある。	一般的に、納税者の収入については、税務当局に、経費や税務上の特典については、納税者に挙証責任がある。	一般的に税務当局にある。

（注）アメリカについては、1998年IRS改革法により、納税者が内国歳入庁（IRS）の税務調査（資料提出等）に十分な協力を行うこと等一定の条件を満たしている場合に限り、事実認定に関する挙証責任が納税者から税務当局に移ることとなった。

諸外国の所得税についての賦課権の除斥期間（未定稿）

区 分	単 純 過 少	脱 税
日 本	法定申告期限から3年	法定申告期限から7年
ア メ リ カ	申告書提出後3年	無 制 限
イ ギ リ ス	法定申告期限から5年	法定申告期限から20年
ド イ ツ	申告書提出の日の属する年の翌年から4年（重過失の場合は5年）	申告書提出の日の属する年の翌年から10年
フ ラ ン ス	課税原因発生の年の翌年から3年	左欄の3年分について公訴を提起すればさらにプラス2年間の追加時効が認められる。

給与所得の源泉徴収制度の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
源泉徴収の有無	○	○	○	○	×
年末調整等	年末調整を行う。 （原則としてその年最後に 給与等の支払をする時）	年末調整の制度はない。 源泉徴収を受ける納税義務 者も納税者番号制度の下で 確定申告を行う。	支払者は、給与の支払の都 度、累計所得税について税 額を計算して過不足を調整 する。（年度末に年末調整 をする必要なし）	年末調整を行う。 （翌年3月まで）	/

（ 参 考 ）

給与所得以外の源泉徴収の対象となる所得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子、配当等 ・ 公的年金等 ・ 報酬、料金等 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職年金給付（注） { 企業による退職プラン { 個人退職勘定（IRA） { 生命保険契約 等 ・ 一部とばく賞金 ・ 納税者番号を提示しな かった場合等の31%の裏 打ち源泉徴収あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子 ・ 著作権・特許権の使用料 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子 ・ 配当 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉分離課税を選択した 利子
---------------------	---	---	---	--	--

（注）公的年金給付についても納税者の選択により源泉徴収とすることができる。

源泉徴収方式と納税者番号による名寄せ方式（未定稿）

	源泉徴収方式						源泉徴収・納税者番号併用方式	納税者番号による名寄せ方式
	日本	イギリス	ドイツ	フランス	スイス	イタリア		
利子	源泉徴収 (20%)	源泉徴収 (20%)	源泉徴収 (30%)	源泉徴収 (25%) (選択制)	源泉徴収 (35%)	源泉徴収 (25%)	納税者番号による申告	
配当	源泉徴収 (20%)	—	源泉徴収 (25%)	—	源泉徴収 (35%)	源泉徴収 (10%)	納税者番号による申告	
(参考) 給与	源泉徴収 (年末調整あり)	源泉徴収 (支払都度調整)	源泉徴収 (年末調整あり)	—	—	源泉徴収 (年末調整あり)	源泉徴収の上、納税者番号による申告 (年末調整なし)	

(備考)

1. 日本の利子課税の源泉徴収 20%には地方税 (5%) を含んでおり、配当課税は総合課税 (源泉徴収 20%) と 35%の源泉分離課税との選択制である。
2. ドイツの利子については、源泉徴収制度を廃止したところ、申告した者としいない者の間で著しい不公平を招いているとして、1991年に憲法裁判所の違憲判決があり、1993年からは源泉徴収制度が復活した。
3. フランスの利子課税は、総合課税 (源泉徴収なし) と源泉分離課税との選択制である。
4. イタリアの配当課税は、総合課税 (源泉徴収 10%) と源泉分離課税 12.5%との選択制である。
5. アメリカは納税者番号制度を申告しなかった者への利子・配当の支払には 31%の裏打ち源泉徴収を行う。また、非居住者への利子の支払では原則的には 30%の源泉分離課税が行われる。

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

国名	番号の種類	適用業務	付番者(数)	人口 (1998年現在)	付番維持 管理機関	付番の根拠法	実施年
アメリカ	社会保障番号 (9桁)	税務、社会保険、年金、 兵役等	約3億8,100万人 (累積数) (1997年現在)	2億7,056万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
カナダ	社会保険番号 (9桁)	税務、失業保険、年金 等	約3,153万人 (累積数) (1997年現在)	3,030万人	人的資源開発省	失業保険法	1967年
デンマーク	統一コード (10桁)	税務、年金、住民管理、 諸統計、教育等	全住民	530万人	内務省中央 個人登録局	個人登録に関する法律	1968年
スウェーデン	統一コード (10桁)	税務、社会保険、住民 管理、諸統計、教育等	全住民	885万人	国 税 庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1968年
ノルウェー	統一コード (11桁)	税務、社会保険、諸統計、 教育、選挙等	全住民	443万人	登 録 庁	人口登録制度に関する法律	1970年
韓 国	住民登録番号 (13桁)	税務、社会保障、旅券 の発給等	全住民	4,643万人	内 務 部	住民登録法	1993年
シンガポール	統一コード (1文字8数字)	税務、年金、車両登録 等	全住民	387万人	内務省国家 登録局	国家登録法	1995年
イタリア	統一コード (文字及び数字 の組合せ)	税務、諸許認可等	約5,000万人 (1997年現在)	5,852万人	財 政 省	納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令	1977年
オーストラリア	統一コード (9桁)	税務、所得保障等	約1,250万人 (1996年現在)	1,875万人	国 税 庁	1988年度税制改正法	1989年

給与、利子、株式配当、株式等譲渡益、報酬等の法定資料の概要

区 分	課 税 方 法		法 定 資 料			
	所 得 税	住 民 税	法定資料の種類	本則により法定資料提出不要のもの	租特により法定資料提出不要のもの	
給 与	・ 俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与	総 合 課 税 (源泉徴収)	総合課税 (特別徴収)	「給与所得の源泉徴収票」 (住民税：「給与支払報告書」)	○支払金額が年間5百万円以下の場合 等	
利 子	・ 定期預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配等 ・ 普通預金、通知預金の利子等要求払預金の利子	源 泉 分 離 課 税 (15%の源泉徴収)	【住民税5%】	「利子等の支払調書」 等	○非課税のもの ○普通預金、通常郵便貯金等の利子 ○同一人に対する支払金額が年間3万円以下の場合 等	○個人に対するもの ○1回の支払金額が1万円以下(計算期間1年以上)の場合 等
株 式 配 当	1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)以上のもの又は発行済株式総数の5%以上の株式に係る配当	総 合 課 税 (20%の源泉徴収)	総合課税	「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」 等	○非課税のもの ○1回の支払金額が年間3万円以下(計算期間1年以上)の場合 等	
	発行済株式総数の5%未満の株式に係る配当で1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)未満のもの	総 合 課 税 (20%の源泉徴収)	総合課税			
		源 泉 分 離 選 択 課 税 (35%の源泉徴収)	総合課税			
	1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)以下のもの	確 定 申 告 不 要 (20%の源泉徴収)	非 課 税			○提出不要

区 分		課 税 方 法		法 定 資 料		
		所 得 税	住 民 税	法定資料の種類	本則により法定資料提出不要のもの	租特により法定資料提出不要のもの
株 上 式 場 等 株 譲 式 渡 等 益	次の申告分離課税又は源泉分離課税のいずれかの選択 ①申告分離課税 譲渡益に対し20%（住民税を含め26%）の税率により確定申告を通じて課税 ただし、上場等の日前に取得した株式等を上場等の日以後1年以内に譲渡した 場合は②の源泉分離課税の選択を認めず、その株式の所有期間に応じ、次によ り課税 イ 上場等の日において所有期間が3年以下である場合 ……譲渡益全額に対して課税 ロ 上場等の日において所有期間が3年を超える場合 ……譲渡益の2分の1に対して課税 ②源泉分離課税（13.3.31をもって廃止） 譲渡代金の5.25%[8.4.1-13.3.31]（転換社債は2.5%、信用取引はその差益）を 所得とみなし、20%の税率により源泉徴収を通じて課税（住民税非課税）			「株式等の譲渡の対価 の支払調書」	○同一人に対する支払金額が、年間 百万円以下の場合	○源泉分離課税を選択した場合 ○1回の支払金額が30万円以下の場 合
	その他の株式等	申告分離課税				
報 酬 等	・報酬若しくは料金、契約金又は賞金	総 合 課 税 〔10%（百万円超の部分） は20%〕の源泉徴収	総合課税	「報酬、料金、契約金 及び賞金の支払調書」	○支払金額が年間5万円以下の場合 等	

法定資料の種類

- 納税義務者本人以外の第三者から提出されるもの
 - I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの
 - 1 利子等の支払調書
 - 2 国外公社債等の利子等の支払調書
 - 3 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
 - 4 国外証券投資信託又は国外株式の配当等の支払調書
 - 5 ユニット型証券投資信託収益の分配の支払調書
 - 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
 - 7 株式の消却等の場合の支払調書
 - 8 利益又は剰余金をもって株式又は出資の消却をした場合の支払調書
 - 9 利益積立金額の資本等の組入れの場合の支払調書
 - 10 清算中の法人が継続した場合等の支払調書
 - 11 名義人受領の利子所得の調書
 - 12 名義人受領の配当所得の調書
 - II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの
 - 13 不動産等の譲受けの対価の支払調書
 - 14 株式等の譲渡の対価の支払調書
 - 15 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
 - 16 株式譲渡請求権又は新株引受権の付与に関する調書
 - 17 特定株式又は承継特定株式の異動状況等に関する調書
 - 18 特定短期国債等の譲渡対価の支払調書
 - III 給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの
 - 19 定期積金の給付補てん金等の支払調書
 - 20 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
 - 21 生命保険契約等の一時金の支払調書
 - 22 生命保険契約等の年金の支払調書
 - 23 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
 - 24 損害保険契約等の年金の支払調書
 - 25 無記名割引債の償還金の支払調書
 - 26 特定短期国債等の償還金の支払証書
 - IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの
 - 27 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - 28 損害保険代理報酬の支払調書
 - 29 不動産の使用料等の支払調書
 - 30 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
 - 31 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
 - 32 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
 - 33 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）
 - V 非居住者等に関するもの
 - 34 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
 - 35 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
 - 36 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
 - 37 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
 - 38 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
 - 39 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
 - 40 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書
 - VI その他
 - 41 信託の計算書
- 納税義務者本人から提出されるもの
 - 42 収支内訳書
 - 43 開業等の届出
 - 44 給与等の支払をする事務所の開設等の届出
 - 45 事業所得等に係る総収入金額報告書
 - 46 財産債務明細書

国外送金等調書提出制度の概要

1. 国外送金等調書の提出

金融機関等（注）から税務当局に対し、200万円を超える国外送金及び国外からの送金の受領について以下の事項を記載した調書（国外送金等調書）を翌月末までに提出する。

（磁気テープ等による提出も可。）

但し、輸出入貨物に係る荷為替手形に基づく取立て等によるもの、銀行等名義及び証券業者名義の送金は除く。

イ）国外送金の場合

- ①送金者の氏名or名称・住所
- ②金額
- ③日付
- ④送金先の氏名or名称
- ⑤送金原因等

ロ）国外からの送金の受領の場合

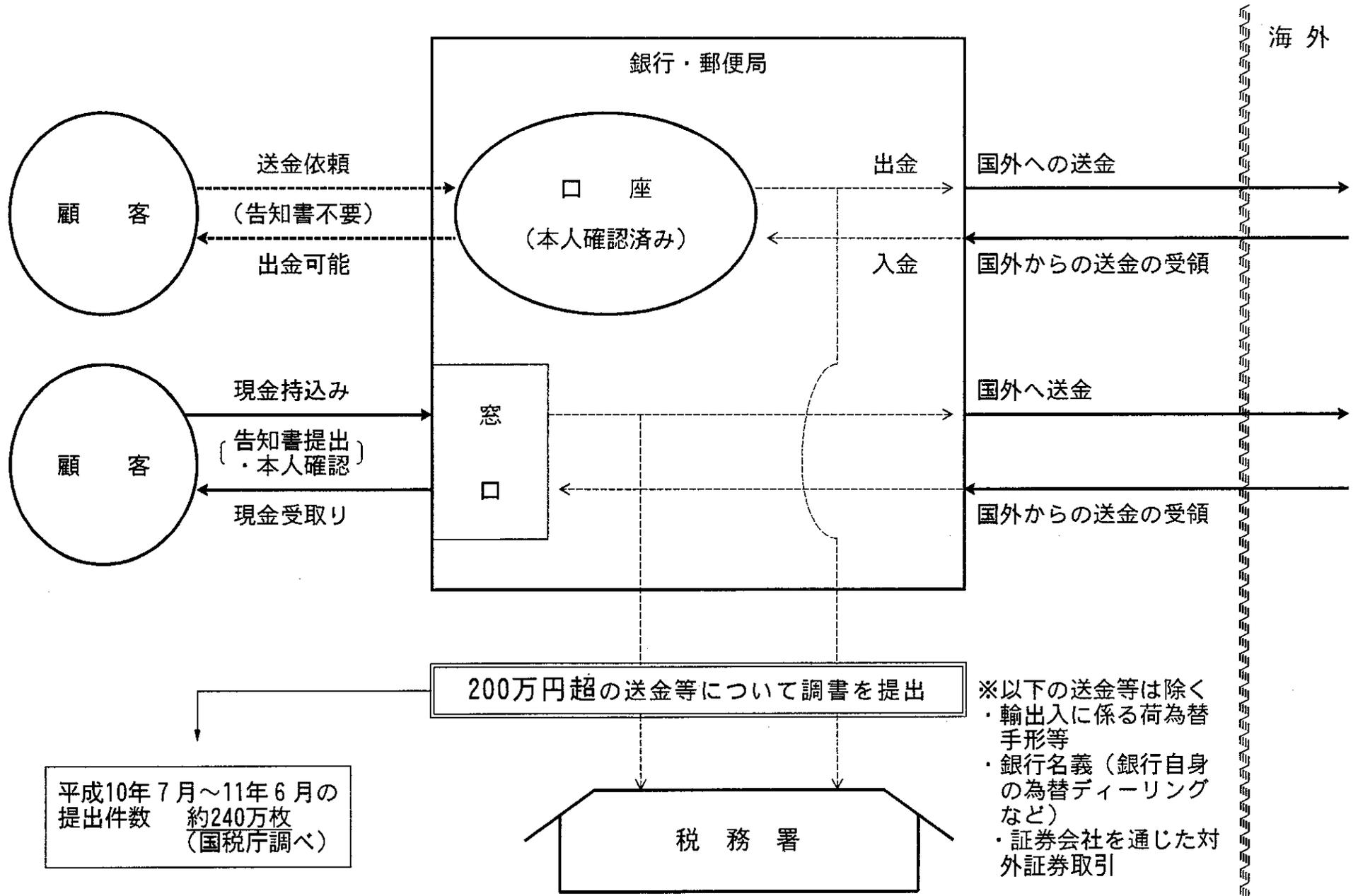
- ①受領者の氏名or名称・住所
- ②金額
- ③日付
- ④送金元の氏名or名称等

（注）為替取引を業として行うことができる銀行その他の金融機関、及び郵政官署

2. 顧客は、前記1.イ）①、⑤、ロ）①の事項を記載した告知書を国外送金等の際に金融機関等の営業所等に提出し、金融機関等は、公的書類等により本人確認を行うこととするが、本人確認済の口座（本人口座）からの振替等による国外送金又は本人口座においてされる国外からの送金の受領の場合には、告知書提出・本人確認は不要とする。

3. 国外送金等調書の提出義務違反等について所要の罰則を設ける。

国外送金等に係る調書提出制度



主要国における法定資料制度等の比較（概要）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
納税者の国内・外の保有資産に関する法定資料制度	源泉分離課税とされる利子等に係る調書は提出不要	網羅的な法定資料制度 (例) ・金融機関は、利子支払、預入払出、割引債発行等を含め網羅的な法定資料の提出義務 ・証券業者は証券の売却代金の支払につき法定資料の提出義務	税法上、税務当局に資料提出要求権あり。 (例) ・銀行は、全ての預金利子支払に関する情報を毎年税務当局に報告。 ・証券業者は年間のうち税務当局が指定する期間内の取引の報告	税法上、税務当局が金融機関に対し不特定の納税者に関する資料の提出を求めることは不可。 (注) 1991年6月連邦憲法裁判所の違憲判決において、この規定が利子所得等の効果的な調査を妨げている旨指摘。	網羅的な法定資料制度 (例) ・金融機関は、口座開設・利子支払等について網羅的な法定資料の提出義務 ・証券業者は証券の売却代金の支払につき法定資料の提出義務
納税者番号制度	なし	あり	なし	なし	なし（氏名、住所、生年月日、出生地等で名寄せ）

主要国における法定資料の概要（未定稿）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	
法定資料の処理				(1)		
収集枚数（万枚）	約 8.2 千万 （98 年）	約 10.8 億 （97 年）	N. A.	—	N. A.	
磁気テープ提出割合	約 5 割（98 年）	約 97%（97 年）	N. A.	—	N. A.	
法定資料の有無 (2)						
フ ロ ー	給与受取	○	○	○	×	○
	預貯金利子受取	△ (3)	○	○ (4)	×	○
	株式					
	配当受取	○	○	△ (5)	×	○
	譲渡	△ (6)	○	△ (7)	×	○
	公社債					
	利子受取	△ (3)	○	○ (4)	×	○
	譲渡	△ (8)	○	△ (7)	×	○
	不動産譲渡	○	○	△ (9)	×	×
	貴金属譲渡	×	○	×	×	×
海外送金	○ (10)	○ (11)	×	×	○ (12)	
ス ト ック	預貯金					
	口座開設	×	△ (13)	×	×	○
	保有	×	×	×	×	×
	株式保有	×	×	△ (14)	×	×
	公社債保有	×	×	×	×	×
	不動産保有	×	×	×	×	×
	貴金属保有	×	×	×	×	×
	海外資産保有	×	△ (15)	△ (16)	×	△ (17)

(備考)

- (1) ドイツには法定資料制度が存在しない。
- (2) 個人を対象とする法定資料に限る。
- (3) 個人の預貯金、普通預金、通常郵便貯金、公社債等の利子の場合等、不要。
- (4) 当局は税法上、随時資料提出を要求する権限を有する。執行上は、全ての預貯金等について毎年提出を要求している。
- (5) 当局は税法上、配当等の受取人が株式等の名義人ではない場合又は無記名の株式等の場合、随時配当等の実質受益者に係る資料提出を要求する権限を有する。
- (6) 源泉分離課税を選択した場合等、不要。
- (7) 当局は税法上、随時資料提出を要求する権限を有する。執行上は、証券業者は、年間のうち税務当局が指定する一定期間内の取引等について報告している。
- (8) 転換社債、新株引受権付社債等につき、必要。
- (9) 当局は税法上、随時土地取引に係る資料提出を要求する権限を有する。
- (10) 200万円を超える国外送金等につき、銀行等から当局に調書を提出。
- (11) 金融機関は、国内と国外との間の一万ドル超の資金移動をもたらす取引の要請・指示等についての記録保存義務があり、かつ、財務省の求めに応じて開示する義務がある。銀行は、国内外を問わず、3,000ドル以上の送金について記録保存義務があり、かつ、財務省の求めに応じて開示する義務がある。
- (12) 金融機関は、国内と国外との間の資金移動についての記録保存義務があり、かつ、税務当局の求めに応じて開示する義務がある。
- (13) 銀行は、預金口座等について、開設日から30日以内に、顧客の納税者番号を確認して保存しなければならない。
- (14) 当局は税法上、随時株主名簿の写しの提出を要求する権限を有する。
- (15) 国外に銀行口座、証券口座等を有し、その総額が一万ドル超の者は、口座情報等を報告する義務がある。
- (16) 当局は税法上、英国外の「同族会社」の持分を所有する者に対し、随時当該会社の資産等に係る資料提出を要求する権限を有する。当局は税法上、英国外の「同族会社」の設立又は管理等に関連して、随時銀行等が顧客の代理人として行った取引に係る資料提出を要求する権限を有する。
- (17) 国外に金融機関の口座を開設、閉鎖、又は保有する者は、口座情報等を報告する義務がある。

○ 支払調書及び源泉徴収票等の提出方法の拡充

[現行制度の概要]

各種の支払調書及び源泉徴収票等については、それぞれ所定の書式に従って税務署長に提出しなければならないが、税務署長の承認を受けた場合には、磁気テープにより提出することができることとされている。



[改正]

近年のOAシステム機器の普及に鑑み、報酬・料金等の支払調書、給与所得の源泉徴収票及び国外送金等調書等について、一定の要件の下で、フロッピーディスク及び光磁気ディスクによる提出を認めることとする。

(平成12年11月1日施行。平成13年4月1日以後の提出について適用。)